令和　　　年　　　月　　　日

誓約書（暴力団等）

鳥　栖　市　長　　様

所　 在 　地

商号又は名称

代表者職氏名

令和６年５月１３日付けで公告のあった、鳥栖市図書館ＤＸ業務に係る公募型プロポーザル実施要項に基づく参加申込みに当たり、私（当法人）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと、また、下記３及び４を遵守することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、鳥栖市から提案参加の取消し、交渉権者としないこと、契約解除等の措置を受け、かつ、その事実を公表されても、異議は一切申し立てません。

また、鳥栖市が警察等へ照会することに同意いたします。

記

１ 契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２ 契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者

（５）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び関係法令に反する行為を行う者

（６）その他前各号に準ずる行為を行う者